

恵庭市告示第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 26 日

恵庭市長 原田



- 1 都市計画の種類 用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
恵庭市柏陽町 4 丁目の一部
- 3 縦覧場所 恵庭市企画振興部まちづくり推進課